

福岡県公報

平成23年7月13日
第3279号

目次

告示(第1201号-第1211号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 1
 - 県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 2
 - 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) 3
 - 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) 3
 - 保安林予定森林の所在場所等 (森林保全課) 3
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
 - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
 - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 5
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 5
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 5
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 6
- ### 公 告
- 都市公園の区域の変更 (公園街路課) 6
- ### 公安委員会
- 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) 6
 - 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) 6
 - 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) 7

告 示

福岡県告示第1201号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成23年6月17日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 新入パワータウン
(2) 所在地 福岡県直方市大字下新入字上中曾根522-2ほか
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前 (平方メートル)	変 更 後 (平方メートル)
6,131	6,015

- 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数(台)	駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	745	建物敷地内	976

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数(台)	駐車場の位置	収容台数(台)
雑貨店北側	60	A棟南側	70
衣料品東側	23	G棟北側	20

衣料品東側	25	I棟東側	15
ドラッグストア東側	25	I棟東側	20
ドラッグストア北側	25	K棟東側	50
ドラッグストア北側	26	-	-
書店東側	93	-	-
計	277	計	175

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
雑貨店西側	57.75	A棟北側	28
衣料品北側	112.50	B棟西側	28
スーパーマーケット西側	81.75	D棟南側	50
ドラッグストア西側	57.75	K棟西側	32
書店西側	46.25	K棟東側	32
計	356.00	計	170

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立法メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立法メートル)
雑貨店西側	9.000	A棟内北側	24.22
衣料品北側	45.675	B棟内北側	13.20
スーパーマーケット西側	19.200	D棟内南側	17.46
ドラッグストア西側	12.615	K棟西側	24.94
書店西側	14.310	-	-
計	100.800	計	79.82

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社やまだい	午前10時	午後9時	午前10時	午後8時
雑貨店(未定)	午前10時	午後9時	-	-
スーパーマーケット(未定)	午前9時	午後10時	-	-
ドラッグストア(未定)	午前10時	午後11時	-	-
書店(未定)	午前10時	午前0時	-	-
株式会社くすりのコーエイ	-	-	午前10時	午後10時
株式会社プロスパー	-	-	午前10時	午後8時
株式会社紀之国屋	-	-	午前10時	午後7時
株式会社イエローハット	-	-	午前10時	午後8時
マックスバリュ九州株式会社	-	-	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分まで	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	建物敷地北側及び東側	4	建物敷地北側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後10時まで	No.1 午前6時から午後10時まで No.2 午前6時から午後10時まで No.3 午前6時から午後10時まで No.4 24時間 No.5 24時間

福岡県告示第1202号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（大河内地区）	平成20年3月31日

福岡県告示第1203号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市二丈福井字大久保533（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1204号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字後野字大万寺裏279の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1205号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷241の1、242の1、258の15、258の49、258の51、258の52、258の107、258の108
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1206号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成23年6月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人西日本環境ネットワーク

- (2) 代表者の氏名

村崎 詩園

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区大島2丁目10番1号

- (4) 定款に記載された目的

(変更前)

本法人は、一般市民、法人及びその他の団体、自治体等に対して、環境保全に関する各種情報の収集及び提供、技術開発及び公開、各種環境教室の実施等に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

(変更後)

本法人は、一般市民、法人及びその他の団体、自治体等に対して、環境保全、農地保全に関する各種情報の収集及び提供、技術開発及び公開、各種環境教室の実施等に関する事業を行い、環境の保全及び農地の保全に寄与する。市民が自然に親しみながら豊かな暮らしが営めることのできるよう、環境技術、農業技術を生かしたまちづくりを企画・立案する。

また、環境教育、地域づくり教育に関するプログラム立案・研修会・講演会の実施など種々の事業を行うことで、大気、水、農地の保全、豊かな緑の創出などを普及させることを目的とします。

福岡県告示第1207号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成23年6月21日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人 元気スポーツクラブ

- (2) 代表者の氏名

園田 励

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東合川4丁目5番6号メイフェア201号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々に対して、スポーツイベントやスポーツ教室などのスポーツに関する様々な事業を行い、多くの青少年たちが明るく元気にたくましく生きていく力を身につけ、明るく元気な社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1208号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった月日
平成23年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ふくろうの森
- (2) 代表者の氏名
田中 寿美
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市上津町2024番地26
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県久留米市及びその近郊において通常の事務所に雇用されることが困難な障害者（以下「障害者」という。）に対して、就労の機会並びに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練に関する事業を行い、障害者の社会的自立のために必要な生活支援や情報の提供及び相談に関する業務を行うことで、障害者の社会参加を促進し、福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1209号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人シニアネット久留米
- (2) 代表者の氏名
今津 一躬
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市荘島町13番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、インターネットを通じ、会員の生きがい作り・仲間作りを支援することにより、シニアの豊かな生活、健全な街づくり、子供たちの健全育成、国際交流等を推進し、もって住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1210号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人ふくおか湿地保全研究会
- (2) 代表者の氏名
服部 卓朗
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区千早1丁目6番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、私たちの財産である自然環境を次世代に継承するために必要な事業を行い、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1211号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ミュージアム研究会

(2) 代表者の氏名

高田 浩二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区藤崎1丁目1番6-301号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちから大人たちに対して、環境教育・自然や教育についての研究に関する事業を行い、地域の教育及び地球環境問題解決に寄与することを目的とする。

公 告

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成23年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

西公園

2 位置

福岡市中央区西公園

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成23年7月15日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第188号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月13日

福岡県公安委員会

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 河野光彦	レインボーモータースクール〈福岡〉 糟屋郡新宮町美咲1-5-53	を
---------------------------------------	-------------------------------------	---

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 永田春記	レインボーモータースクール〈福岡〉 糟屋郡新宮町美咲1-5-53	に改める。
---------------------------------------	-------------------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第189号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月13日

福岡県公安委員会

「

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 河野光彦	レインボーモータースクール〈福岡〉 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-------------------------------------

を

「

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 永田春記	レインボーモータースクール〈福岡〉 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-------------------------------------

に改める。」

福岡県公安委員会告示第190号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成8年10月福岡県公安委員会告示第124号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月13日

福岡県公安委員会

「

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 河野光彦	レインボーモータースクール〈福岡〉 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-------------------------------------

を

「

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 永田春記	レインボーモータースクール〈福岡〉 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-------------------------------------

に改める。」